

Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社
 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『三菱UFJ国際 インカムバランスファンド(年6回決算型)〈愛称:実りの定期便〉』 の設定について

追加型／内外／資産複合

この度、三菱UFJ国際投信は『三菱UFJ国際 インカムバランスファンド(年6回決算型)〈愛称:実りの定期便〉』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産	年6回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(資産複合(債券、その他資産(投資信託証券(株式、債券、不動産投資信託証券、バンクローン、不動産担保証券))))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。



これからの資産運用について一緒に考えてみませんか？

低金利や年金問題が続くなか、ゆとりある将来への備えとしての資産運用の重要性が高まってきました。

将来の備えとしての資産運用で大切なことは、
短期間で大きな収益を目指すことなく、
中長期での「インカム収益の確保」と
「値上がり益の獲得」をめざすことであると私たちは考えます。

ファンドは、これらをめざしたバランスファンドです。

組入資産の加重平均利回りが年率4%程度※¹となるよう
世界の多様な資産へ分散投資を行います。
分散投資にあたっては、投資環境の変化に応じて
資産配分を決定する仕組みを持ち合わせています。
なお、獲得したインカム収益を基に安定的な分配を行うことを基本とします。※²

みなさまの「これからの資産運用」の選択肢の一つとしてご提案いたします。

2018年3月

三菱UFJ国際投信

※¹ ファンドは、資産配分において「組入資産の加重平均利回り」が年率4%程度となることをめざします。このため、ファンドのトータル・リターン（総損益率）、インカム収益（配当等収益）や収益分配金の水準が一定の水準となることを示唆または保証するものではありません。

※² 将来の分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わないこともあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として日本を含む先進国の株式、債券、不動産投資信託証券等や、新興国の国債を実質的な主要投資対象とし、利子・配当等収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色 1

先進国の国債、株式、投資適格債、ハイ・イールド債、不動産投資信託証券(以下、「リート」といいます。)、バンクローン、不動産担保証券等および新興国の国債へ幅広く投資します。

- 先進国の株式、投資適格債、ハイ・イールド債、リート、バンクローン、不動産担保証券等および新興国の国債への投資は、上場投資信託証券(以下、「ETF」ということがあります。)への投資を通じて行うことを原則とします。
- 先進国の国債およびETFの組入は、高位を維持することを基本とします。

※実際の運用はインカムバランス・マザーファンドを通じて行います。

<投資対象資産の例>

2017年12月末現在



- ❗ 上記の投資対象資産のすべてに投資を行うものではありません。また、投資対象資産は将来変更される可能性があります。
- 📖 先進国および新興国とは、それぞれ委託会社が定義した国・地域をいいます。先進国には日本を含みます。

価格下落リスクに配慮しつつ、安定的な利回りの獲得をめざして資産配分を行います。

- 定量的手法を活用し、組入資産の加重平均利回りが年率4%程度*となることをめざして資産配分を決定します。

ファンドは組入資産の加重平均利回りが年率4%程度となるよう管理を行いつつ、各投資対象資産の利回り水準のほか、各投資対象資産の過去の収益率や市場局面判断などをふまえて算出した価格下落リスク等を基に資産配分を決定します。

※資産配分の決定にあたり市場局面が悪化したと判断される場合には、ファンド全体のリスクを低下させるため、先進国の国債の組入比率が高い資産配分となります。この場合、組入資産の加重平均利回り水準は4%程度とならないことがあります。

・ファンドは、資産配分において「組入資産の加重平均利回り」が年率4%程度となることをめざします。このため、ファンドのトータル・リターン(総損益率)、インカム収益(配当等収益)や収益分配金の水準が一定の水準となることを示唆または保証するものではありません。ファンドの基準価額は、市況動向の影響を受け下落し、投資者のみなさまの投資元本を割込むことがあります。

・ファンドが資産配分においてめざす組入資産の加重平均利回りは、2017年12月末時点のもので、将来、変更となる場合があります。市況動向の影響を受けるため、組入資産の加重平均利回りが年率4%程度を上回ることや下回ることがあります。よって、上記の組入資産の加重平均利回りの水準が必ず達成または維持されることを示唆・保証等するものではありません。

・年率4%程度の利回りは税金・手数料(ファンドの信託報酬を含む)を考慮したものではありません。また、ファンドの「組入資産の加重平均利回り」が必ず年率4%程度となることを保証するものではありません。

・ファンドにおける組入資産の加重平均利回りは、債券等については為替ヘッジに係るコスト／プレミアム(金利差相当分の費用／収益)を考慮した最終利回り、株式・リート等においては配当利回りをを用いて算出したものをいいます。

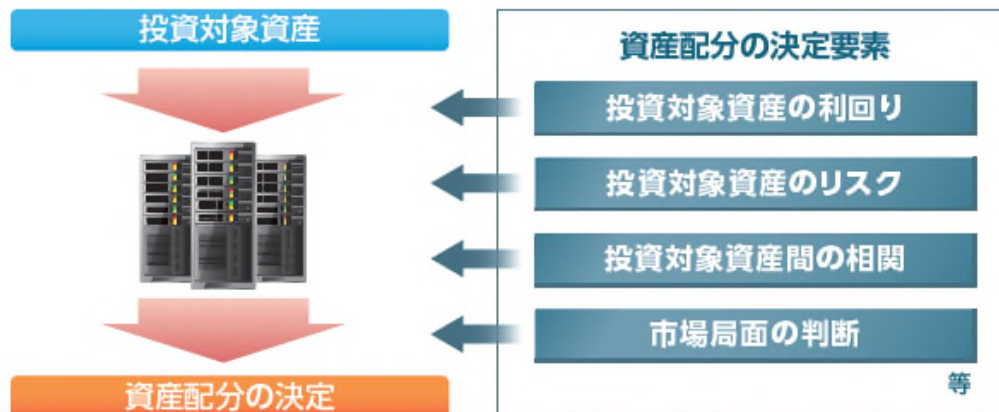
- 資産配分の見直しは原則として毎月行います。

注意:利回りとインカム収益(配当等収益)とトータル・リターン(総損益率)の違い

・**利回り**とは、債券・バンクローン・不動産担保証券においては、満期日(または次回繰上償還可能日)までに保有した場合の利子収益および償還差損益の1年当たりの収益率のことを指し、株式・リートにおいては、年間の配当金額を株価・リート価格で除したものを指します。

・**インカム収益(配当等収益)**とは、ファンドが得た配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額のことで、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税などに相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配できます。

・**トータル・リターン(総損益率)**とは、投資から得られる年間の利益または損失を指し、インカム収益と価格変動を組み合わせた総損益率になります。



❗ 上記はあくまでイメージ図であり、一部簡略化して記載している部分があります。また、上記の決定プロセスは将来変更される可能性があります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。



原則として年6回の決算時(1・3・5・7・9・11月の各15日(休業日の場合は翌営業日))に安定的な収益の分配をめざします。

- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 収益分配金額は、分配対象額のうち配当等収益(経費控除後。以下同じ。)を勘案した収益の分配を行うことを基本とします。

収益分配金額の決定にあたっては、配当等収益からの分配を行うことを基本としますが、安定的な分配のため、それ以外の分配対象収益からも分配を行う場合や配当等収益を全額分配しない場合があります。

- 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

(初回決算日は、2018年5月15日です。また、収益の分配は、原則として第3回決算日(2018年9月18日)から行う予定です。)

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



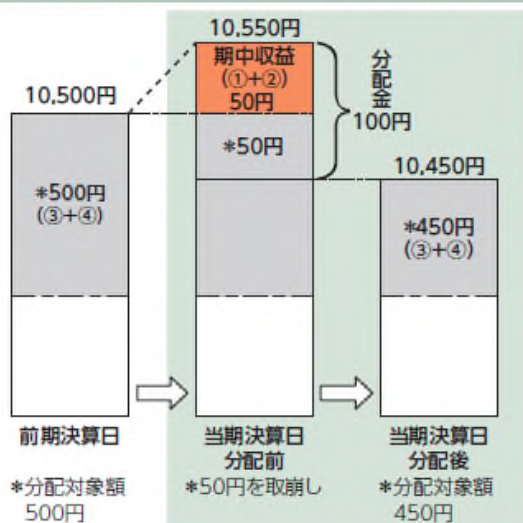
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

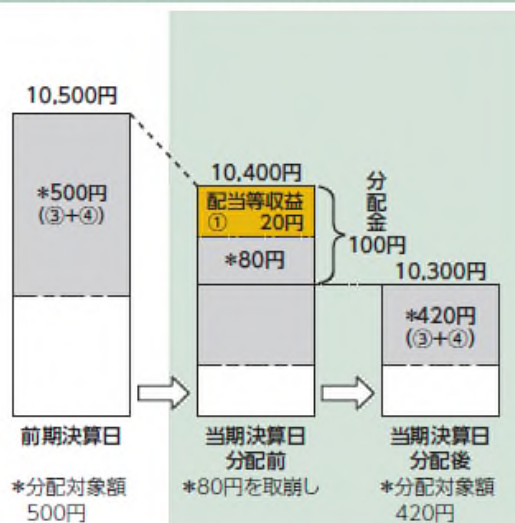
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



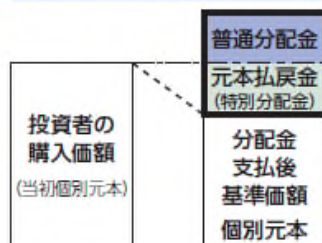
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

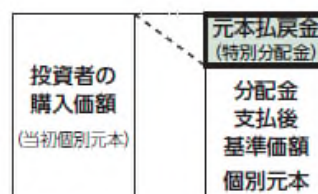
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

実質組入外貨建資産のうち、先進国の国債ならびに、先進国の投資適格債、ハイ・イールド債、バンクローン、不動産担保証券等および新興国の国債を投資対象とするETF(以下、「債券等」ということがあります。)に関しては、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。その他の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

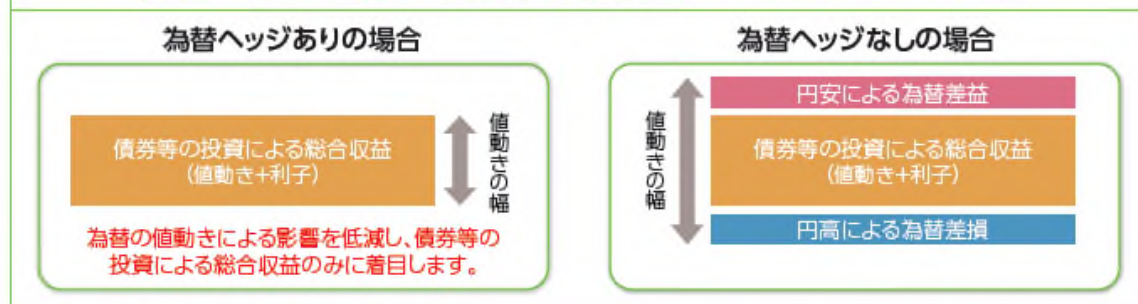
- 実質組入外貨建資産のうち債券等については、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。ETFを通じて投資する債券等については、原則として当該ETFの取引通貨(以下、「ETF通貨」といいます。)売り・円買いの為替ヘッジを行うことで、円に対するETF通貨の為替変動リスクの低減をはかります。なお、ETF通貨とETFで投資する資産の通貨が異なる場合、ETF通貨とETFで投資する資産の通貨との間に発生する為替変動の影響を受けます。その他の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 為替ヘッジを行った場合、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低ければ、円とヘッジ対象通貨との金利差相当分の為替ヘッジによるコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替ヘッジによるコストとなる場合があります。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジを行った部分に関しては、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

なお、為替ヘッジを行うにあたっては、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合にこれらの金利差に基づくヘッジコストがかかります。ヘッジコストは基準価額にマイナスの影響を与えます。為替市場における状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

為替ヘッジを行った部分の投資リターンのイメージ図

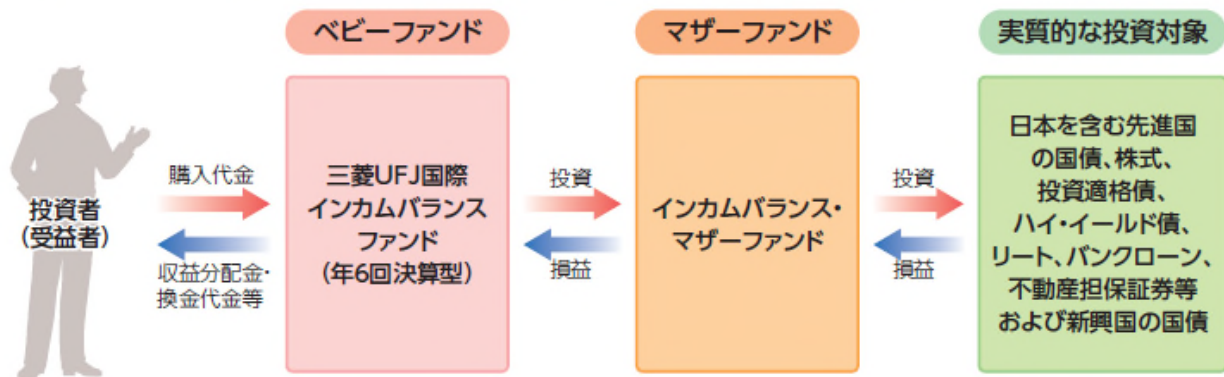


❗ 上記はファンドの為替ヘッジを行った部分の投資リターンのイメージであり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



■主な投資制限

株式への投資	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブへの投資	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。パンクローン、不動産担保証券や債券(以下、債券等といいます。)の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券等の価格は下落します。市場金利の変動による債券等価格の変動は、一般にその債券等の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。リート価格は、リート市場全体の動向のほか、保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動します。また、金利上昇時にはリーートの配当(分配金)利回りの相対的な魅力が弱まるため、リーートの価格が下落することがあります。各資産の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産のうち債券等以外の資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る部分についても、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

信用リスク

組入有価証券等(パンクローンや不動産担保証券などを含む。以下、同じ。)の発行者や取引先等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

組入有価証券等やETFを売買しようとする際に、その組入有価証券等やETFの取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。また、パンクローンは公社債と比べ、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

カントリー・ リスク

ファンドは、新興国の国債に投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。



投資リスク

ファンドは、格付けの低いハイ・イールド債券、バンクローンに投資する場合があります。格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べて、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

不動産担保証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下した場合、低金利のローンへ借換えが増加する傾向があります。ローンの期限前返済に伴い、不動産担保証券の期限前償還が増加することにより、当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性があります。こうした要因により、ファンドの基準価額が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に行われるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



手続・手数料等

■お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	当初自己設定：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
 申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行の休業日
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	当初自己設定：2018年4月12日 継続申込期間：2018年5月7日から2019年6月14日まで ※なお、2018年5月7日は申込不可日(ロンドン証券取引所の休業日)にあたるため、お申込みの受付を行っておりませんので、ご注意ください。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
 その他	信託期間	2028年3月15日まで(2018年4月12日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年1・3・5・7・9・11月の15日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2018年5月15日
	収益分配	年6回の決算時に分配を行います。(収益の分配は、原則として第3回決算日(2018年9月18日)から行う予定です。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	6ヵ月毎(3・9月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



#



税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2017年12月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

- 委託会社(ファンドの運用の指図等)
- 受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)
- 販売会社(購入・換金の取扱い等)

三菱UFJ国際投信株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
株式会社ゆうちょ銀行(平成 30 年5月7日より取扱開始)

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 30 年 3 月 28 日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上